

個人の事業税について

この税金は県内で次の事業を営んでいる方に前年の事業による所得を基準として課税されます。

事業区分	税率	業 種 内 容
第1種事業	5%	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶定係場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業
第2種事業	4%	畜産業、水産業、薪炭製造業 ※自家労力を主とするものを除きます。
第3種事業	5%	医業、歯科医業、薬剤師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業（銭湯）、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業
	3%	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復・その他医業に類する事業、装蹄師業

税額の計算方法

$$\boxed{\text{前年の事業の総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{前年の事業所得金額}}$$

$$\left(\boxed{\text{前年の事業所得金額}} - \boxed{\text{譲渡損失繰越控除等}} - \boxed{\text{事業主控除額年290万円}} \right) \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

- ①所得金額は、所得税の確定申告に基づいて計算しており、原則として所得税における事業所や不動産所得の計算と同じですが、所得税にある青色申告特別控除の適用はありません。
- ②譲渡損失控除の対象となる資産は、直接事業の用に供する資産に限られます。
なお、土地、建物、構築物及び商品、原材料等のたな卸資産などは対象となりません。
- ③事業を行った期間が1年に満たない場合の事業主控除額は、次の計算式により算定します。

$$\frac{290 \text{ 万円} \times \text{当該年において事業を行った月数}}{12} \quad (\text{千円未満の端数は千円とします。})$$

(例) 9月に事業を廃止した場合の事業主控除額（月割計算）

$$290 \text{ 万円} \times 9 \text{ (月数)} \div 12 = 2,175,000 \text{ 円が事業主控除額となります。}$$

- ④個人の事業税は、事業所得金額の計算上、必要経費になります。
事業を廃止した場合は、廃止した年分の所得税の申告の際、個人事業税の見込控除ができます。

申告について

毎年2月16日から3月15日までの間に、前年1年間の所得額等について管轄税務署に所得税の確定申告書を提出してください。所得税の確定申告書を提出した方は個人事業税の申告をしたものとみなされます。

また、納税義務者の死亡により事業を廃止した場合には、相続の開始のあった日を知った日の翌日から4ヶ月を経過する日の前日までに管轄税務署に所得税の申告をしてください。

納税について

- ① 県税事務所から送付される納税通知書により8月と11月の2回に分けて納めます（中途廃業者等は除く）。なお、税額が1万円以下の場合は8月に一括して納めます。
- ② 2以上の都道府県に事務所又は事業所がある場合は、該当する都道府県で年税額を事業所の従業者数で按分し、按分した税額によりそれぞれの都道府県から納税通知書を送付します。
- ③ 個人事業税の納税については、口座振替制度が利用できます。

個人で事業を開始した場合等の届出について

- ① 『個人の事業の開始等の報告書』を管轄の県税事務所に提出してください。
 - ・ 管轄の県税事務所とは、事業者の方の主たる事業所の所在地を管轄する県税事務所です。（下表参照）
 - ・ 事業所等を特に設けていない場合は、住所又は居所のうち事業と最も関係の深い場所を事業所等とみなします。
 - ・ 他都県のみ事業所等を設ける場合には、その事業所等が所在する都県の管轄税事務所へ届出をしてください。
- ② 千葉県に主たる事業所等を有する場合の提出期限
 - ・ 事業を開始した場合・・・事業を開始した日から1ヶ月以内
 - ・ 事業の廃止、内容の変更があった場合・・・事業の廃止・変更の日から10日以内
 ※内容の変更とは、住所・事業所所在地・事業所数・屋号名称等の届出内容の変更があった場合です。

管轄県税事務所について

各種手続き等についてご不明な点は、管轄の県税事務所へお問い合わせください。
 県内各県税事務所の管轄地域は下表のとおりです。

県税事務所名	所在地	電話番号	管轄地域
中央県税事務所	千葉市中央区都町 2-1-12 千葉県都町合同庁舎 2階	043-231-2300	千葉市 (千葉西県税事務所管内の地域は除く)
千葉西県税事務所	千葉市美浜区真砂 4-1-4	043-279-7111	千葉市(注)・習志野市・八千代市
船橋県税事務所	船橋市湊町 2-10-18	047-433-1275	市川市・船橋市・浦安市
松戸県税事務所	松戸市小根本 7	047-361-2279	松戸市・流山市・鎌ヶ谷市
柏県税事務所	柏市あけぼの 2-1-5	04-7147-8743	野田市・柏市・我孫子市
佐倉県税事務所	佐倉市鑓木仲田町 8-1	043-483-1114	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・ 印西市・白井市・富里市・印旛郡
香取県税事務所	香取市佐原イ 92-11	0478-54-1314	香取市・香取郡
旭県税事務所	旭市ニ 1997-1	0479-62-0772	銚子市・旭市・匝瑳市
	銚子支所 銚子市清川町 1-6-12	0479-22-5907	
東金県税事務所	東金市東新宿 1-11	0475-54-0223	東金市・山武市・大網白里市・山武郡
茂原県税事務所	茂原市茂原 1102-1	0475-22-1721	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・ 夷隅郡
	大多喜支所 夷隅郡大多喜町猿稻 14	0470-82-2214	
館山県税事務所	館山市北条 402-1	0470-22-7117	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡
木更津県税事務所	木更津市貝淵 3-13-34	0438-25-1110	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
市原県税事務所	市原市五井中央西 1-1-25 サンプラザ市原 5階	0436-22-2171	市原市

(注) 千葉西県税事務所が管轄する千葉市の地域は、次のとおりです。

【花見川区】朝日ヶ丘1～5丁目、朝日ヶ丘町、天戸町、内山町、宇那谷町、柏井1丁目・4丁目、柏井町、検見川町1～3丁目・5丁目、
 犢橋町、こてはし台1～6丁目、作新台1～8丁目、さつきが丘1～2丁目、三角町、大日町、武石町1～2丁目、
 千種町、長作台1～2丁目、長作町、浪花町、畑町、花島町、花園町、花園1～5丁目、花見川、幕張町1～6丁目、
 幕張本郷1～7丁目、瑞穂1～3丁目、南花園1～2丁目、み春野1～3丁目、横戸台、横戸町

【稲毛区】小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町

【美浜区】磯辺1～8丁目、打瀬1～3丁目、豊砂、中瀬1～2丁目、浜田1～2丁目、ひび野1～2丁目、幕張西1～6丁目、
 真砂1～5丁目、美浜、若葉1～3丁目